

法令及び判例ニュース
(n.º 09-08)

A.- 法令

1.- ドライバーへの飲酒運転禁止法

6月末から報道関係を賑わした、ドライバーの飲酒運転取締りは、2008年6月19日付法令11.705号による、交通法(Código Nacional de Transito - lei n.º 9.503/97)のアルコール飲料の広告、販売、飲酒運転禁止と罰則規定の一部を改正した影響である。従来、飲酒運転は、交通法の規定、血液1リターにアルコール含有量0,6グラムまで問題無いと認めていたが、今回の法令で”0”へ厳しく改正された。

飲酒運転には次の罰則が規定されている。

- 1.- 最重大違反 (Gravíssima) - 免許書へ7減点される。
注一運転免許書毎に管理され12ヶ月内に21点以上になると運転免許書が收容される。
- 2.- 罰金 R\$ 957,70 (R\$ 191,54 x 5)
- 3.- ドライバーへ12月間の運転禁止
- 4.- 運転免許書の收容と運転免許書を所有するドライバーの出頭まで車の差押さえ。

B.- 判例

1.- 飲酒運転による事故に係わる保険賠償金の支払い免責

連邦高等裁判所の第三班 (M. Ari Pargendler) は先例を覆し、サンパウロ州高等裁判所の判決内容に不服とした特別控訴 (Recurso Especial) を却下した結果、保険会社の飲酒運転による事故に係わる賠償金 (Indenização) 支払いの免責が認められた。

従って、酒気運転は交通事故による怪我の他に、上記交通法の罰則、更に保険の賠償金も受け取ることが出来なくなる点から、酒気運転を自粛しなければならない。(STJ.01-09-08)

2.- コンピュータ使用による判決文の施行 - 車両の差押さえ

国内裁判所審議会 (Conselho Nacional de Justiça) は法務省 (M. Justiça)、交通局 (Denatran)、都市担当省 (M. das Cidades) と連邦情報

処理センター(Sepro)と協定を結び、8月26日以降、判決文の施行を担当する裁判官がインターネットにより、国内自動車登録局(Renavan)に登録された自動車を、即差し押さえ出来る制度が導入された。

差し押さえにより、車両の所有主は、売却、流通あるいは車券の更新が出来なくなる。

協定の詳細がまだ発表されていないが、判決文に従う民事、税務、労働債務の強制施行へ適用されるものと判断される。(SP.25-08-08)

3.- HIV ビールス感染労働者の解雇に係わる慰謝料の支払い

連邦高等裁判所(STJ)の第三班(Minis. Nancy Andrighi)はサンパウロ州高等裁判所判決文の精神的損害(Dano moral)に対する慰謝料金額(Indenização)を R\$5 万レアイスへ引き上げた。(サンパウロ州高等裁判所の判決では月給額の10倍相当額 R\$ 3,5 千レアイスであった)

原告が申請した労働訴訟は再雇用により解消したが、民事裁判所へ解雇による、物的及び精神的損害に対する慰謝料を請求していた。今回連邦高等裁判所は原告が受け取っていた最後給料の約142倍相当の慰謝料支払いを命じた点が注目され、今後慰謝料金額が更に引き上げられることが懸念される。

Flavio Tsuyoshi Oshikiri

Ohno & Oshikiri Advogados

AV. 9 de Julho, 4954 – Jardim Europa

São Paulo SP. 30-09-08 Tel.(011) 3068-2053